

大学院医学系研究科
医学博士課程

【論文博士】

学位の種類：博士（医学）

学位申請の手引き

山口大学医学部学務課

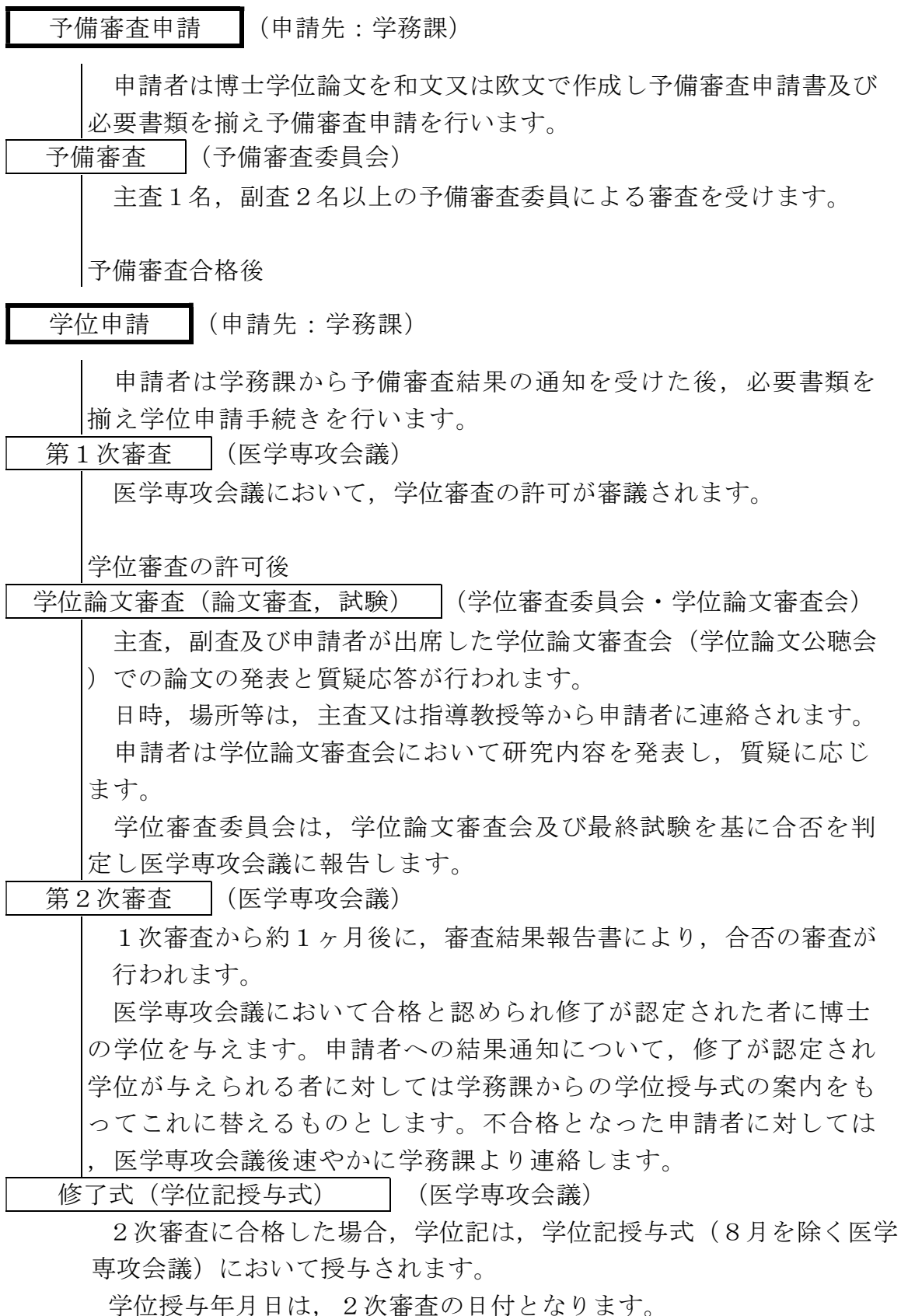
<http://www.med.yamaguchi-u.ac.jp/graduate/degree/>

目 次

I. 学位の審査のフローチャート	・ ・ ・ ・ ・ 1
II. 申請	・ ・ ・ ・ ・ 2
①予備審査申請	・ ・ ・ ・ ・ 2
②学位申請	・ ・ ・ ・ ・ 2
③申請書類	・ ・ ・ ・ ・ 2
④申請書類の作成上の留意点	・ ・ ・ ・ ・ 4
⑤個人情報保護について	・ ・ ・ ・ ・ 14
⑥学位論文の内容を特許出願することについて	・ ・ ・ ・ ・ 14
⑦学位申請に関する問い合わせ先	・ ・ ・ ・ ・ 14
III. 博士学位論文審査基準	・ ・ ・ ・ ・ 15
関連規則	
1. 山口大学大学院医学系研究科医学博士課程の学位授与に関する細則	・ ・ ・ ・ ・ 16
2. 山口大学大学院医学系研究科医学博士課程の学位授与に関する細則の申合せ	・ ・ ・ ・ ・ 20
3. 学位論文審査会の開催に関する取扱い	・ ・ ・ ・ ・ 27
各様式	・ ・ ・ ・ ・ 29

I. 学位の審査のフローチャート

審査のフローチャートは次のとおりです。



Ⅱ．申請

①予備審査申請

1．期間

原則として、毎月15日までに申請する。

2．申請資格

予備審査申請するためには、次の条件が整っていることを確認してください。

①学位論文の関連論文が掲載予定（アクセプト済み）又は掲載済である。

（査読中の段階でも予備審査は申請できます。）

②必要な研究歴（本学での2年間の研究歴を含む）の年数を満たしている。

（学位申請時に満たす予定であれば予備審査申請は可能です。）

③本学が実施する外国語試験に合格している。

④予備審査申請時に本学に研究生，研修医，診療助教，助教等の籍がある，又は，籍が無くなってから2年以内である。

特に，②の研究歴については，学務課で確認してください。

3．申請前チェック

すべての書類各1部を学務課に提出し，申請前のチェックを受けて下さい。

その際，論文目録の参考論文欄に記載した全ての論文も提出してください。

その後，修正して必要部数揃えて申請してください。（提出は郵送でも可）

②学位申請

1．申請前チェック

予備審査委員会から予備審査の合格の通知があったときは，「学位申請者調書」，「承諾書」を学務課に提出し，学位申請前のチェックを受けてください。

その後，修正して必要部数揃えて申請してください。（提出は郵送でも可）

なお，学位論文の関連論文は，掲載予定（アクセプト済み）又は掲載済みであること，また，研究歴を満たしていることが必要です。

③申請書類

予備審査申請と学位申請に必要な書類は，下表のとおりです。すべての書類を必要部数揃え，指導教授の承認（承認印）を得た後，学務課へ提出してください。

No	提出書類	予備審査申請	学位申請	備考
1	予備審査申請書 様式 1-2 号	1部		別紙様式に必要事項を記入し，正式に申請する際は，指導教授の承認印を得て下さい。
2	学位申請書 様式 5-2 号		1部	別紙様式に必要事項を記入し，正式に申請する際は，指導教授の承認印を得て下さい。

3	論文目録 様式2号	4部	8部*	記載例を参考に、申請者がパソコン等で作成して下さい。
4	学位論文	4部	8部*	テーシス形式で作成し、ホッチキス等で止めてください。
5	学位論文の関連論文(別刷)	4部	6部	「学位論文の関連論文」とは、学位論文の基になった論文です。掲載予定の場合は、掲載予定であることを証明するもの(手紙又は電子メール等)のコピーを1部提出して下さい。掲載予定に至っていない場合は、査読中であることがわかるものを提出してください。
6	学位論文の要旨 様式3号	4部	8部*	申請者がパソコン等で作成して下さい。
7	参考論文(別刷)		各6部	参考論文は、学位論文の関連論文を書くにあたり、参考にした論文ではありません。 掲載予定の論文がある場合は、掲載予定であることを証明するもの(手紙又は電子メール等)のコピーを1部提出して下さい。
8	履歴書 様式4号	4部	8部*	記載例を参考に、申請者がパソコン等で作成して下さい。 全ての氏名の右側に押印してください。
9	最終学校の卒業 証明書又は卒業 証書の写し	1部		卒業証明書は必ず本紙を提出してください。
10	外国語試験合格 証明書	1部		本研究科の単位修得退学者は不要
11	その他研究歴を確 認できるもの	1部		本学における診療助教, 研修医, 大学教育職員の在籍期間並びに本研究科研究生, 大学院生の在学期間については、提出不要です。
12	審査委員推薦書	1部		指導教授が作成する書類ですので、指導教授へ依頼してください。
13	論文審査手数料	57,000 円		改訂される場合がありますので、学務課で確認してください。単位取得退学後1年以内に申請する場合は不要
14	指導教授理由書	1部		共著者が10名を超える場合(10名までは不要、様式任意)
15	学位申請書調書 様式7号		1部	申請者がパソコン等で作成してください。
16	承諾書 様式6号		1部	学位論文の関連論文が共著の場合は、所定の様式に共著者全員の署名(自署)を得て下さい。
17	博士学位論文の 公表等について		1部	

* 学位予備審査申請時と同じものを提出してください。(予備審査で修正を求められた場合は修正したもの)

④申請書類の作成上の留意点

No3「論文目録」，No6「学位論文の要旨」，No8「履歴書」作成要領

「論文目録」，「学位論文の要旨」，「履歴書」の原稿を，記載例を参考にパソコン等で作成する。

すべての「履歴書」に，氏名の右に押印する。

研究歴のうち，期間が定かでない場合は下記へ問い合わせ確認すること。

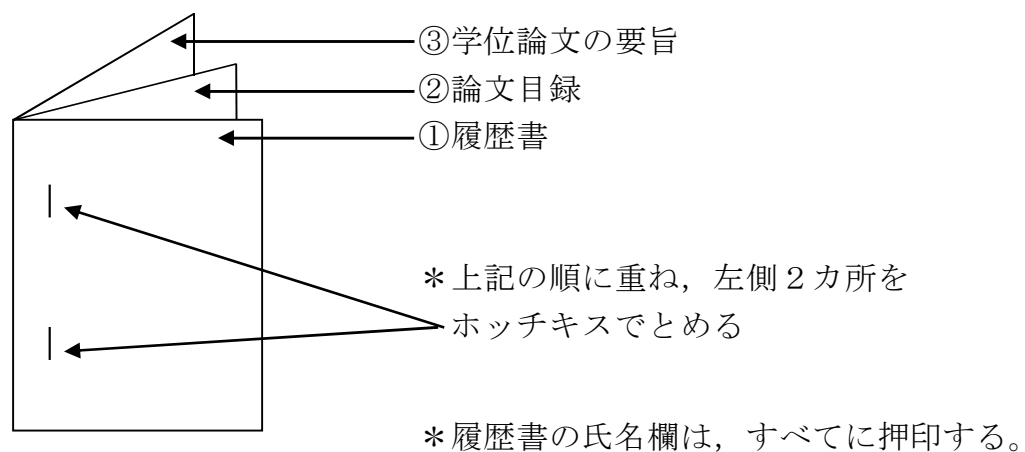
研究生（医学研究生を含む）に関すること

医学部学務課大学院教務係 TEL 0836-22-2058

本学大学教育職員，診療助教，研修医に関すること

医学部総務課人事係 TEL 0836-22-2015

次の要領で製本する。



(シャチハタ印は不可)

論 文 目 録

山口大学

報告番号	乙 第	号	氏 名	山口 太郎
------	-----	---	-----	-------

学位論文
 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ← 題名
 (○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○) ← 和訳

学位論文の関連論文
 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ← 題名
 (○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○) ← 和訳
 (著者：Taro Yamaguchi, ○○○○○, ○○○○○, ○○○○○)
 Journal of ○○○ Vol.10 No.1 P.123-145 (2010 年 10 月掲載)

参考論文
 1. ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ← 題名
 (著者：○○○○, ○○○○, Taro Yamaguchi, ○○○○)
 International Journal of ○○○ Vol.20 No.2 P.234-250 (2009 年 9 月掲載)

2. ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ← 題名
 (著者：○○○○, ○○○○, 山口太郎, ○○○○)
 日本○○学会雑誌 第 45 巻 第 5 号 100～110 頁 (平成 23 年 4 月掲載予定)

作成上の注意
 1. 学位論文，学位論文の関連論文，参考論文の題名が英文の場合は，（）内に和訳を記載する。
 2. 共著者について
 論文が和文の場合は（著者：山口太郎, ○○○○）とし，英文の場合は（著者：Taro Yamaguchi, ○○○○○）とする。
 論文が共著の場合は，氏名を「、」又は「，」で区切り，自分の名前に下線を引く。
 3. 巻，号，頁について
 論文が和文の場合 第 1 巻 第 2 号 1 2 3～1 3 5 頁
 論文が英文の場合 Vol. 1 No. 2 P.123 - 135
 なお，頁は「～」又は「－」いずれでもよい。
 4. 掲載（予定）年月について
 （）内に掲載（予定）年月を記載し，位置を右側に揃えてください。
 論文が和文の場合 （平成 22 年 10 月），（平成 22 年）
 論文が英文の場合 （Oct. 2010），（2010）
 掲載予定の場合 （平成 22 年 10 月掲載予定），（Oct. 2010）
 5. 参考論文は提出予定を含めて，掲載の古い順に番号を付けて全て記載してください。
 6. 論文目録が複数枚にわたる場合は，2 頁目以降は外枠のみで結構です。

履 歴 書

報告番号	乙 第 号		
氏 名	山口 太郎 やまぐち たろう	印	性別 男
生年月日	昭和55年 5月 5日 ※和暦（留学生は西暦）		
本 籍	山口県 ※都道府県（留学生は国籍）のみ		
現住所	山口県宇部市南小串1-1-1		

学 歴

平成〇〇年 3月 山口大学〇〇学部〇〇学科 卒業

平成〇〇年 4月 1日 山口大学大学院医学系研究科〇〇〇〇課程
〇〇〇〇〇〇〇専攻（〇〇〇〇〇〇〇講座）
入学

平成〇〇年 3月 山口大学大学院医学系研究科医学博士課程
〇〇〇〇〇〇〇専攻（〇〇〇〇〇〇〇講座）
単位取得退学

免 許

平成〇〇年〇〇月〇〇日 医師免許取得（登録番号第〇〇〇〇〇〇〇号）

研究歴

平成〇〇年〇〇月〇〇日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

}

山口大学医学部附属病院研修医

平成〇〇年〇〇月〇〇日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

}

山口大学医学部附属病院診療助教（〇〇科）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

}

山口大学研究生（〇〇学講座）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

}

〇〇大学大学院〇〇研究科（〇〇学講座）

職 歴

平成〇〇年〇〇月〇〇日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

山口大学医学部附属病院研修医

平成〇〇年〇〇月〇〇日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

山口大学医学部附属病院診療助教（〇〇科）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇病院医師（〇〇科）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇市立病院医師（医長）（〇〇科）
現在に至る

作成上の注意

※診療助教，医師，教員（病院）は，（ ）内に診療科名を記載する。

教員（研究科），研究生は，（ ）内に分野名を記載する。

※職歴のうち，医学部附属病院診療助教（研修医を含む）並びに，医学系研究科，医学部，医学部附属病院の教員（講師，助教等）については，研究欄に同じものを記載してください。

※履歴書が複数枚にわたるときは，２枚目以降は外枠のみで結構です。

No4「学位論文」作成要領

申請時の学位論文は，次の要領で作成してください。

- 1． A 4 縦サイズ of 用紙で作成する。
- 2． 表紙又は 1 枚目となる頁には，次のことが必ず記載されていること。
論文の題目
申請者氏名
申請者の所属
作成年月
- 3． 表紙の次頁に，目次を付ける。
- 4． 論文中に写真，図表がある場合，わかりやすい状態にする。
判断しがたい場合は，指導教授に相談する。
- 5． 製本は，左綴じ，2 カ所をホッチキスでとめる。

学位論文

学位論文の題名

MP 明朝 18P

○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○

申請者氏名

MP 明朝 18P

氏名 ○○ ○○

所属 山口大学大学院医学系研究科

○○○○講座

申請者の所属

MP 明朝 18P

学位論文作成日

MP 明朝 18P

令和5年4月

目 次

1. 要旨	1
2. 研究の背景	2
3. 目的	3
4. 方法	4
(1) 対象	4
(2) 方法	5
(3) 解析	6
5. 結果	7
6. 考察	8
7. 結語	9
8. 謝辞	10
9. 参考文献	11

No5「学位論文の関連論文」別刷

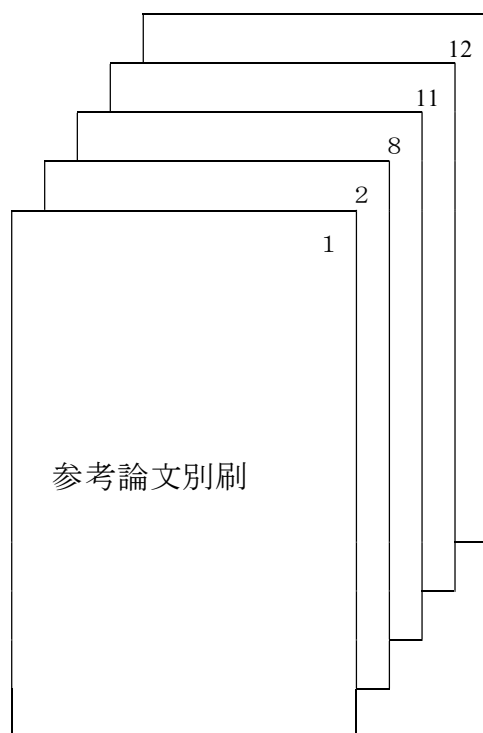
掲載予定や、掲載されたが別刷が間に合わない場合は、自分で別刷を作成する。

自分で作成する場合は、別刷に準じて、カラー写真がある場合はカラーコピー・両面コピーで作成する。

「学位論文の関連論文、参考論文の別刷作成要領」を参考にしてください。

No7「参考論文」提出要領

1. 参考論文は、学位論文を書くにあたり、参考にした論文ではありません。
2. 論文目録には、申請者自身が著者（ファースト・セカンドの別は問わない）となっている論文を全て記載してください。
3. 参考論文が10編を超える場合は、その内の10編以内を選び、学位申請の際に各6部提出してください。
4. 提出する参考論文の別刷の部数が不足する場合には、コピーし製本したものでも結構です。（「学位論文の関連論文、参考論文の別刷作成要領」を参考にしてください。）
5. 参考論文提出時
 - ①提出する参考論文全部の右上に、論文目録に記載した番号を鉛筆で記載してください。
 - ②提出する参考論文別刷を番号順に並べ、6組セットする。
6. 提出予定ではない参考論文のうち、別刷が1部も無い場合（コピーできる原稿も無い場合）は、無しのままでよい。



× 6組

「学位論文の関連論文，参考論文の別刷作成要領」

申請時の参考論文が掲載予定や掲載されたが別刷が申請に間に合わない場合は，次の要領で申請者本人が別刷を作成してください。

1. 別刷に，できるだけ近い形にすること。
2. 表紙又は1枚目となる頁には，次のことが必ず記載されていること。

論文の題名

著者及びその所属

掲載（予定）雑誌名

掲載（予定）年月

記載例： 2020 年 1 月 掲載予定

3. 作成方法

- ①パソコン，ワープロ等により作成したものをコピーする。
- ②最終的なゲラ刷が手元にある場合は，それを利用しコピーする。
- ③原則として，両面カラーコピーとする。
- ④写真，図表等は，できるだけ本文中に挿入する。
挿入が困難な場合，後部頁にまとめても良い。
- ⑤掲載ページがわかっている場合は，それにより下部中央に付すこと。
わからない場合は，1頁から付すこと。
- ⑥両面コピーした際，最後の用紙の最終頁まで印刷される場合は，表裏紙として白紙を1枚付けること。
- ⑦製本は，ホッチキスにより，左側2カ所を確実にとめること。

4. 写真原稿について

- ①白黒写真の場合は，コピーしてみて論文中の写真として問題ないと判断される場合は，通常のコピーでも良い。
- ②カラー写真のある論文は，該当する頁のみカラーコピーを使用するか，別刷全てをカラーコピーとする。
- ③白黒，カラーを問わず，論文中の写真としてわかりやすい状態にする。
判断しがたい場合は，指導教授に相談する。

No9「最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し」

卒業証明書は必ず本紙を提出してください。卒業証書の写しは必要に応じてサイズを変更しても良い。

No10「外国語試験合格証明書」

試験合格後に医学部から送付された証明書のみを提出する。紛失した場合は学務課へ問い合わせてください。

No11「その他研究歴を確認できるもの」

他大学における研究歴に関するものは、当該大学等へ証明書を求めてください。本学における研究生、診療助教、研修医、大学教育職員に関するものは提出不要です。

No15「学位申請者調書」

指導教授の署名及び印は無くても良い。

No16「承諾書」

学位論文の関連論文が共著の場合は、「承諾書」に共著者全員の署名（自署）を得ること。共著者が遠隔地におられる場合や共著者が多い場合は、所定の様式をコピーし、複数枚に分けてもよい。共著者が死亡している場合は、死亡していることを第三者が証明した書類を添付して下さい。また、共著者の所在が不明の場合、承諾書に換わる「理由、経緯などを記載した書類」を指導教授が提出することになります。

No17「学位論文の公表等について」

学位規則の一部を改正する省令(平成 25 年度文部科学省令第 5 号)に伴い、博士論文のインターネット公表が義務化されました。このため、本学では平成 25 年度以降授与される博士論文は全て山口大学学術機関リポジトリ (YUNOCA) 上で公開することとなります。

つきましては、「博士学位論文の公表等について」および論文のデータ提出をお願いいたします。

⑤個人情報保護について

学位申請書等の内容は、申請者の個人情報ですから、慎重に取り扱います。提出された書類は、審査及び学位記授与手続きに使用します。審査終了後、学務課において必要部数保存すると共に、次の用途に使用する以外は、焼却処分します。

- (1) 学位授与された者の学位論文は、国立国会図書館へ必要部数送付します。
- (2) 学位授与された者の学位記番号、氏名、授与年月日等は、検索用として整理する他、各種調査等の依頼に対しては、個人を特定できない内容で外部へ提供します。

⑥学位論文の内容を特許出願することについて

学位申請書に添付した学位論文は、申請後、学位論文審査会においてその内容を発表することになります。

申請される方で、特許出願を予定している場合や特許出願の可否を検討している場合は、「学位論文審査会の開催に関する取扱い」に定めるとおり配慮することになっています。

該当される方は、学位申請時に、その旨の書面を添付してください。（様式は任意です。）

⑦学位申請に関する問い合わせ先

〒755-8505 山口県宇部市南小串 1－1－1

山口大学医学部学務課

TEL 0836-22-2055 FAX 0836-22-2059

E-mail : me233@yamaguchi-u.ac.jp

Ⅲ．博士学位論文審査基準

- (1) 将来性があり、意義の大きい研究課題に取り組んだか。
- (2) 課題について、3年乃至4年間の研究期間に照らして十分有意な成果が得られたか。
- (3) 研究成果の全部又は一部が学術論文としてピア・レビュー制度を有する雑誌に掲載済または掲載予定であるか。
- (4) 論文が論理的かつ明解に記述されているか。
- (5) 学位論文審査会での口頭発表及び質疑に対する応答が論理的かつ明解に行われ、博士学位を授与するにふさわしい見識が備わっていると認められたか。

山口大学大学院医学系研究科医学博士課程の学位授与に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、山口大学学位規則（昭和42年規則第27号。以下「学位規則」という。）第17条の規定に基づき、山口大学大学院医学系研究科医学博士課程における学位授与に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「課程博士」とは、学位規則第3条第1項に定める学位をいう。
- (2) 「論文博士」とは、学位規則第4条第1項に定める学位をいう。

(予備審査)

第3条 博士の学位を得ようとする者は、学位申請に先立ち、予備審査を受けなければならない。

(課程博士の予備審査申請資格)

第4条 課程博士の学位申請前の予備審査を申請することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 山口大学大学院医学系研究科規則第7条に定める履修方法において所定の単位を修得した者又は学位を申請する日の属する学年末までにこれを修得する見込みの者。

(2) 山口大学大学院学則（昭和42年規則第26号。以下「学則」という。）第22条第1項但し書き（以下「優れた研究業績」という。）に該当する者。

2 研究科に4年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者で、退学した日から1年以内に予備審査を申請し、かつ、退学した日から1年以内にその論文の審査及び試験に合格したときは、学位規則第3条第1項に準じて取り扱うことができるものとする。

(論文博士の予備審査申請資格)

第5条 論文博士の学位申請前の予備審査を申請することができる者は、次のいずれも満たす者とする。

(1) 本研究科の医学専攻大学教育職員、附属病院の大学教育職員、診療助教又は研究生（旧医学研究生の在籍期間を含む。以下、この条において同じ。）として在籍している者。ただし、本研究科の医学専攻大学教育職員、附属病院の大学教育職員、診療助教又は研究生としての籍が無くなって2年以内に申請する者も含むものとする。

(2) 本学における2年以上の研究歴を含め、別に定める必要な研究歴を有する者。ただし、医学系研究科医学専攻会議（以下「医学専攻会議」という。）が優れた研究業績をあげたと認めた場合は、研究歴を1年短縮することができるものとする。

(3) 医学専攻会議が実施する外国語試験に合格した者。

2 前項の外に予備審査を申請することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ただし、前項第1号（ただし書きを含む。）による在籍の資格を有している者に限る。

(1) 本研究科医学博士課程に4年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者で、退学した日から1年以上経過した者。

(2) 本研究科博士後期課程を修了した者又は本研究科博士後期課程に3年以上在学し所定の単位を修得して退学した者で、さらに1年以上の医学博士課程の研究分野の研究歴を有し、医学専攻会議が実施する外国語試験に合格した者。ただし、平成27年度以前に本研究科博士前期課程の医学系の入学試験に合格した者は、外国語試験は免除する。

(予備審査の申請)

第6条 予備審査の申請は、申請しようとする者の特別研究を指導する教授（以下「指導教授」という。）の承認を得て、所定の期日までに学位論文等関係書類を添えて研究科長へ行うものとする。

なお、論文博士の申請者は、更に論文審査手数料を添えるものとする。

(優れた研究業績)

第7条 優れた研究業績は、山口大学大学院医学系研究科医学専攻会議大学院委員会（以下「大学院委員会」という。）の議を経て、医学専攻会議で認定するものとする。

(予備審査委員会)

第8条 医学専攻会議は、山口大学大学院医学系研究科関連領域委員会（以下「関連領域委員会」という。）に予備審査委員会の設置を委任し、予備審査委員会に予備審査を行わせるものとする。

2 関連領域委員会は、医学専攻の教授のうちから主査1名、副査2名を審査委員として選任し、予備審査委員会を設置する。

3 関連領域委員会から指名された教授は、これを拒否することができるものとする。

4 指導教授及び学位論文の関連論文の共著者は、主査に選任することができないものとする。

5 予備審査委員会は、予備審査申請書類の審査及び教育的指導を行った後、学位申請の可否を決定する。

6 予備審査委員会の主査は、予備審査の結果を医学専攻会議議長（以下「議長」という。）へ報告しなければならない。

(予備審査の結果)

第9条 議長は、医学専攻会議へ予備審査の結果を報告するものとする。

(学位申請)

第10条 予備審査に合格した者は、指導教授の承認を得て所定の期日までに学位論文等関係書類を添えて学長へ学位を申請するものとする。

(第1次審査)

第11条 医学専攻会議は、予備審査結果の報告に基づき、学位審査の許可を投票により決定

するものとする。

2 医学専攻会議は、前項により学位審査の許可を決定したときは、直ちに学位審査委員会を設置するものとする。

(学位審査委員会)

第12条 学位審査委員会は、学位申請者の学位論文の審査及び試験を行うものとする。

2 学位審査委員会は、医学専攻の教授のうちから主査1名、副査2名で構成する。

3 指導教授及び学位論文の関連論文の共著者は、主査に選任することができないものとする。

4 学位審査委員会は、学位論文の審査のため、学位論文審査会を開催しなければならない。

5 学位審査委員会は、学位論文の審査及び試験の結果について所定の文書をもって医学専攻会議へ報告しなければならない。

(学位論文等の供覧)

第13条 学位審査委員会は学位審査の許可が決定されたときは、直ちに学位論文等を医学専攻会議の全構成員（ただし、事務部長は除く。）に供覧しなければならない。

(課程博士の第2次審査（修了判定）)

第14条 医学専攻会議は、課程博士の学位申請者に係る学位審査委員会の報告に基づき、学位論文の審査及び試験の可否並びに課程修了の認否を投票により決定するものとする。

(論文博士の第2次審査)

第15条 医学専攻会議は、論文博士の学位申請者に係る学位審査委員会の報告に基づき、学位論文の審査及び試験の可否について投票により決定するものとする。

(学位授与)

第16条 第14条において課程修了が認定された者には、修了式の日（第4条第2項により課程修了が認定された者にあつては、認定された日）をもって学位を授与するものとする。

2 第15条において合格が認定された者には、合格の認定がされた日をもって学位を授与するものとする。

(論文博士の資格審査等)

第17条 第5条に定める論文博士の予備審査申請資格の審査は、大学院委員会において行うものとする。

2 その他予備審査申請に関して疑義のある場合は、大学院委員会で審議する。

(雑則)

第18条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は医学専攻会議が定める

附 則

- 1 この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行前に学位申請が受理されているものについては、従前のおりとする。
- 3 山口大学大学院医学研究科学学位規則運用内規（昭和 42 年 6 月 24 日制定）は、前項の学位審査の終了とともに廃止する。

附 則

この細則は、平成 17 年 4 月 13 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 18 年 5 月 10 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 19 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

山口大学大学院医学系研究科医学博士課程の学位授与に関する細則の申合せ

山口大学大学院医学系研究科医学博士課程の学位授与に関する細則（以下「細則」という。）の規定に基づき、必要な事項について申し合わせる。

第1章 申請に関する事項

第1 予備審査申請期日について（細則第6条）

- 1 課程博士の予備審査申請期日は次のとおりとする。
 - (1) 原則として4年次の1月15日（9月修了予定者は6月15日）（同日が国立大学法人山口大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年規則第58号）第6条に規定する休日の場合は、その直前の勤務日とする。以下、日程に関する規定において同じ。）までに行うものとする。
 - (2) 細則第4条第1項第2号に該当する者については、原則として3年次の1月4日から1月15日（9月修了予定者は6月1日から6月15日）までに行うものとする。
ただし、特別な理由がある場合は、指導教授の理由書を添えて申請し、山口大学大学院医学系研究科医学専攻会議大学院委員会（以下「大学院委員会」という。）の承認を得て、3年次の12月28日（9月修了予定者は5月末日）以前に予備審査の申請を行うことができるものとする。
 - (3) 細則第4条第2項の「退学した日から1年以内」とは、退学した日の翌日から翌年の退学した月日の前日までの期間をいい、これに該当する者の予備審査申請の期日については、第1号の取扱いに準ずるものとする。
- 2 論文博士の予備審査申請期日は、毎月15日までに行うものとする。

第2 予備審査申請の書類について（細則第6条）

1. 課程博士の予備審査申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - (1) 細則第4条第1項第1号の申請の場合
 - ア 予備審査申請書（様式1－1号） 1部
 - イ 論文目録（様式2号） 5部
 - ウ 学位論文 5部
 - エ 学位論文の関連論文（学位論文の基になった論文をいう。以下同じ） 5部
 - オ 学位論文の要旨（様式3号） 5部
 - (2) 細則第4条第1項第2号の申請の場合、又は細則第4条第1項第1号の申請の場合で学位論文の関連論文について大学院委員会の審査を要する場合
 - ア 予備審査申請書（様式1－1号） 1部
 - イ 論文目録（様式2号） 16部
 - ウ 学位論文 5部
 - エ 学位論文の関連論文 16部
 - オ 学位論文の要旨（様式3号） 16部
2. 論文博士の予備審査申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - (1) 予備審査申請書（様式1－2号） 1部
 - (2) 論文目録（様式2号） 16部
 - (3) 学位論文 5部
 - (4) 学位論文の関連論文 16部
 - (5) 学位論文の要旨（様式3号） 16部
 - (6) 履歴書（様式4号） 16部
 - (7) 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し 1部
 - (8) 外国語試験合格証明書 1部
 - (9) その他研究歴を確認できるもの 1部

第3 論文博士の研究歴について（細則第5条）

1. 学位申請時には、次に定める必要な研究歴を満たしておかなければならない。
 - (1) 医学の課程を修了した者は、基礎医学において5年以上、臨床医学において6年以上の医学研究歴（実地修練期間は含まない）を有すること。
 - (2) 医学の課程を経ない者は、次のいずれかに該当する医学又はこれに関連ある科目について研究歴を有すること。
 - ア 歯学の大学を卒業した者 基礎医学において5年以上
臨床医学において6年以上
 - イ 理科系の大学院博士課程修了者 5年以上

- ウ 理科系の大学院修士課程修了者 6年以上
 - エ 理科系の大学の卒業者 8年以上
 - オ その他医学系研究科医学専攻会議（以下「医学専攻会議」という。）において、これと同等以上の学力があると認めた者
2. 前項の研究歴は、次のいずれかに該当するものでなければならないものとする。
- (1) 大学の医学又は関連学科において、専任教員として研究に従事した期間
 - (2) 大学の附属病院において、診療助教、研修医として研究に従事した期間
 - (3) 大学院医学系研究科（旧医学研究科を含む。）の医学系を退学した者の場合は、大学院に在学した期間
 - (4) 大学医学部の全日制の研究生、専修生として在学した期間
 - (5) 医学又は関連学科に係る権威ある研究施設等において、専任職員として研究に従事した期間
 - (6) 医学又は関連学科において研究に従事した期間で、大学院委員会が前各号と同等以上と認めた期間
 - (7) 基礎医学に関して3年以上研究に従事し、学位論文の関連論文を完成した後、引き続き権威ある研究施設を有する臨床医学機関で研究した場合は、その期間を基礎医学研究歴の継続とみなす。
 - (8) 基礎医学及び臨床医学の双方にわたって研究した場合は、その期間を通算する。
3. 権威ある研究施設等及びその他の研究歴は、次のものをいう。
- (1) 医学並びに関連学科に関する権威ある研究施設の研究歴
 医学並びに関連学科に関する権威ある研究施設において専任職員として研究に従事した期間を研究歴として取り扱うものとする。
 その研究施設は、次のとおりであり、それ以外の研究施設については、その都度、大学院委員会において協議するものとする。
 - ア 国立感染症研究所
 - イ 国立保健医療科学院
 - ウ 国立がんセンター・病院
 - エ 国立循環器病センター
 - オ 国立遺伝学研究所
 - カ 国立精神・神経センター・病院・精神保健研究所
 - キ 自然科学研究機構の分子科学研究所、基礎生物科学研究所及び生理学研究所
 - ク 国立国際医療センター
 - (2) 外国における医学並びに関連機関の研究歴
 外国の大学等でリサーチフェロー、クリニカルフェロー等として先進国地域で研究した期間（研究歴）の取扱基準は、次の条件のいずれも満たしているものとする。
 なお、先進国地域以外については、その都度大学院委員会において協議するものとする。
 - ア 研究先が国、公、私立の大学及び研究所であること。
 - イ 研究先から研究したことの証明があること。
 - ウ 研究歴に算入する期間は、最大限2年とする。
 - (3) 本学部において以下の身分で研究に従事した期間
 - ア 山口大学外国人研究者
 - イ 山口大学受託研究員
 - ウ 文部科学省内地研究員
 - エ 山口大学私学研修員
4. 研究歴の計算は、学位1次審査に付議する前月の15日を計算日とし、日単位で計算する。
 なお、端数日の合計が30日を超える場合は30日を1月として扱う。

第4 優れた研究業績について（細則第7条）

優れた研究業績の基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 筆頭著者として、学位論文の関連論文を在学中に作成し、過去5年間のうちで、学位論文の関連論文1編が原則としてJCR（Journal Citation Reports）の「Rank by Journal Impact Factor」又は「Rank by Journal Citation Indicator」の分野別ランキング（以下「分野別ランキング」という。）の上位25%以上（Q1）、もしくは、学位論文の関連論文を含む筆頭論文2編が分野別ランキングの上位50%以上（Q1又はQ2）に位置する欧文雑誌に掲載又は掲載受理されていること。
- (2) 高度学術医育成コースを履修する者が、学部学生期間中に筆頭者として学会発表（地方会を含む）を行い、かつ学部学生期間を含み大学院2年次修了までに学術論文発表（共著でも可）をした上で、学位論文の関連論文を作成すること。

第5 学位申請期日について (細則第10条)

- 1 課程博士の学位申請の最終期日は、原則として第1次審査を付議する2月(9月修了予定者は7月)の医学専攻会議(定例)開催日前週の金曜日までとする。

ただし、同日までに学位論文の関連論文(学位論文の基になった論文)が受理された旨の書類が提出できない場合に限り、指導教授の了解のもと、最終提出期日を次のとおり延長することができる。

- (1) 細則第4条第1項の者については、2月15日(9月修了予定者は8月15日)までとする。
(2) 細則第4条第2項の者については、退学した日から1年以内に到来する2月15日(9月の退学者は8月15日)までとする。

- 2 論文博士の学位申請期日は、原則として、第1次審査を付議する医学専攻会議(定例)開催日前週の金曜日までとする。

なお、同日において研究歴を満たしていない者については、研究歴を満たす月の翌月における本文を準用した期日までとする。

第6 学位申請の書類について (細則第10条)

1. 課程博士の学位申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 学位申請書(様式5-1号) | 1部 |
| (2) 論文目録(様式2号) | 11部 |
| (3) 学位論文 | 11部 |
| (4) 学位論文の関連論文 | 6部 |
| (5) 学位論文の要旨(様式3号) | 11部 |
| (6) 参考論文 | 6部 |
| (7) 履歴書(様式4号) | 11部 |
| (8) 授業料納付証明書 | 1部 |
| (9) 承諾書(様式6号) | 1部 |
| (10) 履修手帳(又は履修簿) | |

2. 論文博士の学位申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 学位申請書(様式5-2号) | 1部 |
| (2) 論文目録(様式2号) | 11部 |
| (3) 学位論文 | 11部 |
| (4) 学位論文の関連論文 | 6部 |
| (5) 学位論文の要旨(様式3号) | 11部 |
| (6) 参考論文 | 6部 |
| (7) 履歴書(様式4号) | 11部 |
| (8) 承諾書(様式6号) | 1部 |
| (9) 学位申請者調書(様式7号) | 1部 |

第7 学位論文の関連論文について (申合せ第2, 第6)

学位論文の関連論文(以下、第7において「関連論文」という。)は次の要件を満たすものとする。

- (1) 本学医学部又は本学大学院医学系研究科(旧医学研究科を含む。)から発表されたものでなければならない。

ただし、申請者の所属機関として本学医学部又は本学大学院医学系研究科(旧医学研究科を含む。)の名称が記載されていない場合、本学において指導を受けた論文であることを証明しなければならない。

- (2) ピア・レビュー制度を有する雑誌に掲載又は掲載予定のものでなければならない。

- (3) 単著又は、共著とする。ただし、共著の場合は筆頭著者でなければならない。

なお、申請者が共同筆頭著者(イコールコントリビューター)の場合は、他の共同筆頭著者(イコールコントリビューター)から、当該論文を学位論文として使用しない、および過去においても使用していない旨の承諾書を予備審査申請書に添付するものとする。

- (4) 形式は、欧文又は和文とする。ただし、共著の場合は欧文でなければならない。

- (5) 共著者数は制限を設けない。ただし、著者数が10名を越える場合には、指導教授の理由書を予備審査申請書に添付するものとする。

- (6) 次の時期に掲載されたものでなければならない。

ア. 「課程博士」にあつては、本学大学院医学系研究科(旧医学研究科を含む。)に入学以降投稿し掲載された論文とする。

ただし、予備審査申請日において、5年を経過している論文により申請を行う場合

は、指導教授の理由書を添付するものとし、大学院委員会で審議のうえ、承認されなければならない。

イ。「論文博士」にあつては、予備審査申請日から、過去5年以内に投稿し掲載された論文とする。

ただし、5年を経過した論文により予備審査申請を行う場合は、上記「ア」のただし書きを準用する。

ウ．高度学術医育成コースを履修する者が、医学部在学時に、筆頭著者として発表した英文論文はこれを関連論文とすることができる。

(7) 共著の場合、カレントコンテンツ（ライフサイエンス又はクリニカルメディスン）に収録されている雑誌に公表されたものでなければならない。ただし、カレントコンテンツに収録されていない雑誌の場合は、ピア・レビュー制度を証明するものを提出し、大学院委員会で審議のうえ、承認されなければならない。

(8) ショートコミュニケーションの場合は、欧文であること及び論文投稿時に公表されている最新の「JCR（Journal Citation Reports）」において、インパクトファクターが2.0以上の雑誌に公表された論文でなければならない。

(9) ケースレポート（症例報告）及びリサーチレター並びにそれに準じる形式の論文は、原則として関連論文とすることができない。なお、関連論文とする場合は、予備審査申請前に大学院委員会で審議のうえ、承認されなければならない。

(10) 印刷公表されている場合、別刷りの代わりに掲載雑誌をコピーし製本したものでも良い。

その場合、原則として両面コピーとし、カラーで印刷されたものは、カラーコピーとする。

(11) インターネット上で公表され、別刷が無い場合、別刷に準じて論文を作成する。

(12) 掲載予定（インターネット上で掲載公表する場合も含む。）の場合は、掲載予定であることを証明するもの（論文受理証明書、論文が受理された旨の電子メール文）のコピーを1部添付しなければならない。

(13) 雑誌は、学会誌とする。なお、学会誌以外でもカレントコンテンツに収録されている雑誌及び Medical Science & Innovation（単著・共著いずれも可）も認める。

(14) 予備審査申請時における関連論文については、掲載予定前の段階の論文でも可能とする。

第8 学位論文について（申合せ第2，第6）

1. 学位論文は、学位論文の関連論文を基にしたもので、次の内容から構成されたものとする。

(1) 要旨

(2) 研究の背景

(3) 目的

(4) 方法

(5) 結果

(6) 考察

(7) 結語

(8) 参考文献（学位論文の関連論文を含む関係論文を明記すること）

2. 優れた研究業績として申請する場合、学位論文の関連論文をもって学位論文に代えることができるが、この場合、「研究の背景」及び「要旨」を2,000～2,500字程度にまとめた「学位論文の関連論文の研究背景及び要旨」を添付しなければならない。

3. 学位論文は、和文（留学生等外国人の場合は欧文でも可）で作成する。前2の書類も同様とする。

第9 参考論文について（申合せ第2，第6）

(1) 参考論文は、学位論文の関連論文以外の論文をいい、大学又は大学院在籍中あるいは大学卒業後等に作成したものとし、共著の場合は、筆頭著者以外も可とする。

(2) 参考論文は数編あることが望ましい。

(3) 論文目録には全編掲載するが、提出する論文は代表的なもの10編以内とする。

(4) 共著論文の場合、論文目録には、著者全員の氏名を論文に掲載されている順に記載しなければならない。

(5) 掲載予定（インターネット上で掲載公表する場合も含む。）の論文については、掲載予定であることを証明するもの（論文受理証明書、受理された旨の電子メール文）のコピーを1部添付するとともに、別刷は学位論文の関連論文に準じて作成しなければならない。

(6) 印刷公表されている場合、別刷りの代わりに掲載雑誌をコピーし製本したものでも可とするが、原則として両面コピーとし、カラーで印刷されたものは、カラーコピーとしなければ

ばならない。

第10 学位論文の関連論文の共著者にかかる承諾書の取り扱いについて (申合せ第6)

- (1) 共著者が死亡している場合は、死亡していることを第3者が証明した書類を添付しなければならない。
- (2) 共著者が所在不明で、承諾を得ることが困難な場合は、承諾書に代わる書類(理由・経緯を記載したもの)を指導教授が提出しなければならない。
- (3) 承諾書は、共著者が署名(ただし自署)したものとし、1枚による連記又は複数枚による単記のいずれでも可とする。

第11 論文博士の外国語試験について (細則第5条)

- (1) 外国語試験は、英語とする。
- (2) 予備審査申請前に医学専攻会議が実施する外国語試験に合格しなければならない。ただし、医学専攻会議が実施する入学試験に合格し、退学した者は、これを免除する。
- (3) 外国語試験の実施については、別に定める。

第2章 審査に関する事項

第12 予備審査委員会について (細則第8条)

- (1) 細則第8条第1項の取り扱いは、医学系研究科医学専攻会議議長(以下「専攻会議議長」という。)の決裁により指導教授の所属する研究科関連領域委員会に予備審査委員会の設置をさせ、予備審査を行わせるものとする。
- (2) 研究科関連領域委員会による予備審査委員会設置の手続きは、各専攻毎に定めるものとする。
- (3) 予備審査委員会は、学位論文の内容等に関する教育的指導を行うものとする。
- (4) 予備審査委員会は、審査結果を様式8号により専攻会議議長に報告しなければならない。

第13 優れた研究業績について (細則第7条)

- (1) 優れた研究業績の認定は、大学院委員会の議を経て、医学専攻会議において、その第1次審査前に可否を決定するものとする。
- (2) 優れた研究業績の認定のため、事前に医学専攻会議の全構成員(ただし、事務部長は除く。)に「学位論文の要旨」及び参考資料を配付するものとする。

第14 第1次審査について (細則第11条)

専攻会議議長は、第1次審査において、一括して予備審査結果を報告し学位審査の許可を諮るものとする。

第15 学位論文等の供覧について (細則第13条)

審査に供するために供覧する学位論文等は、論文目録、学位論文、学位論文の関連論文、学位論文の要旨、履歴書及び参考論文とする。

第16 学位論文審査会及び学位審査委員会について (細則第12条)

1. 学位論文審査会

- (1) 学位審査委員会が日程調整し、開催日時を決定するものとする。
- (2) 学位論文審査会では、学位審査委員会委員出席のもと、申請者による学位論文の概要発表を概ね15分、質疑応答を概ね25分で行うものとする。

2. 学位審査委員会

- (1) 論文の審査及び試験とは、次のとおりとする。
 - ア 課程博士学位申請者については、学位論文の審査及び論文を中心としてこれに関連ある授業科目について口頭又は筆答による最終試験とする。
 - イ 論文博士学位申請者については、学位論文の審査、論文を中心としてこれに関連ある授業科目についての口頭又は筆答による試験、外国語及び専攻学術に関し本研究科の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するための口頭又は筆答による試問とする。
- (2) 学位論文の審査及び試験は、学位申請の受理後、1年以内に終了するものとする。
ただし、論文博士学位申請者の学位論文の審査及び試験は、特別の事由があるときは、医学専攻会議の議を経て延長することができる。
- (3) 学位審査委員会は、学位論文審査会及び前号の結果の評価を次の4段階で行うものとする。

- ア 合格
- イ 質疑応答での問題点についてレポートを提出し、主査・副査の承認を得ることを条件に合格
- ウ 学位論文を修正すれば、1年以内に再度予備審査申請することができる。
- エ 不合格

(4) 前号ウにおける再度の予備審査委員会委員は、同一の主査・副査が担当するものとする。

3. 報告

学位審査の結果の報告は、別紙様式により行うものとする。

(1) 前2の(3)のア及びイについては、次のとおりとする。

- ア 課程博士においては、
 - 「学位論文の審査の結果の要旨」(様式9号)
 - 「最終試験の結果の要旨」(様式10号)

- イ 論文博士においては、
 - 「学位論文の審査の結果の要旨」(様式9号)
 - 「試験及び試問の結果の要旨」(様式11号)

(2) 前2の(3)のウ及びエについては、様式12号とする。

第17 2次審査について (細則第14条, 第15条)

- (1) 2次審査は、原則として1次審査の1ヶ月後に行うものとする。
- (2) 細則第4条第1項に該当する学位申請者の2次審査は、当該年次の3月(9月修了予定者は9月)に終了するものとする。
- (3) 第16の2の(3)のアの者については、医学専攻会議議長から報告し、一括して投票に付す。
- (4) 第16の2の(3)のア以外の者については、学位審査委員会の主査(主査が不在の場合は副査)から口頭による報告を行い、個別投票に付す。

第18 学外より紹介の申請について

- (1) 学位審査権のある大学等の所属者からの申請は、原則として受け付けないものとする。但し、外国の研究施設等における研究者からの場合は、本学で1年以上の共同研究をすることを条件に認めるものとする。
- (2) 前号による予備審査申請については、大学院委員会において、事前審査を行うものとする。
- (3) 大学院委員会は、事前審査に際して論文を紹介する当該研究科教授から、論文内容等について説明を聴取し、その結果を次回の大学院委員会に報告するものとする。

第19 4年制大学卒業者以外の学位申請資格について

4年制大学卒業者以外からも論文博士の学位申請ができるように次のように配慮する。

- (1) 第3の1の(2)のオ「その他医学専攻会議において、これと同等以上の学力があると認められた者」を適用して、学位申請資格を審査する。
- (2) 本学に在籍する者が、本学医学系研究科(旧医学研究科を含む。)医学博士課程及び博士後期課程(医学系に限る。)の講座で学内研修を行った場合、その期間を研究歴とみなすことができる。

附 記

この申し合わせは、平成16年11月10日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 記

この申し合わせは、平成17年1月12日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 記

この申し合わせは、平成17年4月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 記

この申し合わせは、平成18年5月10日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 記

この申し合わせは、平成18年8月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この申し合わせは、平成19年11月14日から施行する。

附 則
この申合せは、平成22年7月14日から施行する。

附 則
この申合せは、平成23年5月11日から施行する。

附 則
この申合せは、平成24年7月11日から施行する。

附 則
この申合せは、平成25年11月13日から施行する。

附 則
この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この申合せは、令和2年12月14日から施行する。

附 則
この申合せは、令和5年4月1日から施行する。

学位論文審査会の開催に関する取扱い

山口大学大学院医学系研究科医学博士課程の学位授与に関する細則、医学系研究科博士前期課程「応用医工学系」学位論文審査実施要項、医学系研究科博士後期課程「応用医工学系」学位論文審査実施要項（課程博士）及び医学系研究科博士後期課程「応用医工学系」学位論文審査実施要項（論文博士）に定める学位論文審査会（以下「審査会」という。）の開催に関して、次のとおり取扱うものとする。

なお、この取扱いは、審査会で発表する内容が特許出願を予定している場合又は特許出願の可否を検討している場合であり、特許出願済み、又は、特許に関係しない内容の場合には、審査会は下記の措置を要しない。

（用語）

第1条 この取扱いにおける用語は、次のとおりとする。

- (1) 発表者とは、学位申請者で、審査会で発表する者をいう。
- (2) 主催者とは、審査会を開催する責任者をいう。
- (3) 参加者とは、審査会に参加するすべての者をいう。

（発表者）

第2条 発表者は、審査会で発表する内容に関して、審査会後に特許出願する予定である場合、又は、特許出願の可否を検討している場合には、審査会開催前に主催者にその旨書面により通知し、次条以降に定める必要な措置を求めなければならない。

（主催者）

第3条 主催者は、発表内容について、特許法第29条第1項の規定に該当するに至らないよう必要な措置を講じなければならない。

2 発表者から前条に定める通知を受理した場合には、次条以降に定める措置をとらなければならない。

なお、この場合、審査会に代えて、主査、副査及び発表者だけによる個別の学位審査を行うことができる。

3 主催者は、前第1項及び第2項の措置を講じた場合、審査会後の特許出願について責任を負わない。

（参加者の守秘義務）

第4条 参加者は、審査会で発表される内容について、守秘義務に同意し、主催者が指定する書面に署名しなければならない。

（参加者の資格）

第5条 参加者は、次の者に限定する。

- (1) 学位論文審査委員
- (2) 学位論文審査を受ける者

- (3) 学位論文審査を受ける者の所属する講座の教員
- (4) 学位論文審査を受ける者の所属する講座の大学院生
- (5) 学位論文審査を受ける者を研究指導した者

(参加者への事前通知)

第6条 主催者は、審査会の開催案内において、参加者の入場制限及び守秘義務について周知しなければならない。

(審査会場)

第7条 審査会場は、参加者以外の者の任意の入退室制限及び審査内容の漏洩防止が可能な場所を設定しなければならない。

(審査会で使用する資料)

第8条 主催者は、審査会のために発表者が作成した資料を参加者に配布しようとする場合は、審査会を行う場所、時間内において配布し、退室時に当該資料を回収する措置を取らなければならない。

(持ち込み物品の制限)

第9条 参加者は、録音装置、映像撮影装置等の持ち込み及び記録を行ってはならない。

(その他)

第10条 その他、この取扱いに定めのない事項については、主催者の指示に従うものとする。

附 則

この取扱いは、平成17年6月8日から施行する。

(様式 1 - 2 号)

(乙)

令和 年 月 日

指導教授
承認印

山口大学大学院医学系研究科長 殿

氏名

印

予 備 審 査 申 請 書

山口大学学位規則第 4 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき学位を取得したいので、
下記のとおり関係書類を添え、学位の予備審査を申請いたします。

記

- | | |
|------------------------|-----|
| 1. 論文目録 | 4 部 |
| 2. 学位論文 | 4 部 |
| 3. 学位論文の関連論文 | 4 部 |
| 4. 学位論文の要旨 | 4 部 |
| 5. 履歴書 | 4 部 |
| 6. 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し | 1 部 |
| 7. 外国語試験合格証明書 | 1 部 |
| 8. その他研究歴を確認できるもの | 1 部 |

(様式 2 号)

論 文 目 録

山口大学

報告番号	乙 第 号	氏 名	
学位論文			
学位論文の関連論文			
参考論文			

作成要領

1. 学位論文は、題名のみ記載すること。
2. 学位論文の関連論文は、題名、括弧書きで和訳、共著の場合、全員を記載する。
更に、掲載誌名、巻、号、頁、発行年月を記載する。
3. 参考論文は、前記 2 の作成要領に準じ、古い論文順にすべて掲載する。

(様式3号)

学 位 論 文 の 要 旨

氏名

〔題名〕

〔要旨〕

作成要領

1. 要旨は、800字以内で、1枚でまとめること。
2. 題名は、和訳を括弧書きで記載すること。

(様式 4 号)

履 歴 書

報告番号	乙 第 号		
氏 名	印	性別	
生年月日			
本 籍			
現住所			
学 歴 免 許 研究歴 職 歴			

記入方法

1. 氏名には、ふりがなを付ける。
2. 生年月日は、和暦（留学生は西暦）で記入する。
3. 本籍は、都道府県名のみ（外国人留学生は、国籍のみ）

(乙)

令和

年

月

日

指導教授 承認印	
-------------	--

山口大学長殿

氏名 _____ 印 _____
(氏名の英文表記: _____)

学 位 申 請 書

山口大学学位規則第4条第1項及び第3項の規定に基づき、下記のとおり関係書類と審査手数料を添え、博士（医学）の学位の審査を申請いたします。

記

- | | |
|-------------------|----|
| 1. 論文目録 | 8部 |
| 2. 学位論文 | 8部 |
| 3. 学位論文の関連論文 | 6部 |
| 4. 学位論文の要旨 | 8部 |
| 5. 参考論文 | 6部 |
| 6. 履歴書 | 8部 |
| 7. 承諾書 | 1部 |
| 8. 学位申請者調書 | 1部 |
| 9. 博士学位論文の公表等について | 1部 |

(様式 6 号)

承 諾 書

令和 年 月 日

山口大学長 殿

論文提出者氏名

印

共著者氏名

論文題目

掲載雑誌名

巻・号・頁・年

上記の論文を、 氏が山口大学博士（医学）の学位申請の学位論文の
関連論文として提出することを承諾します。

（注）共著者は、署名（自署）して下さい。

共著者個人の承諾書（英文も可）がある場合は、署名に代えることができます。

(様式 7 号)

学 位 申 請 者 調 書
(論 文 博 士)

1. 申請者氏名

2. 学位論文題目

3. 学位論文の関連論文題目

4. 論文作成の場所

5. 指導教授氏名・印

6. 紹介教授氏名・印

7. 現在勤務先及び身分

8. 通信連絡先 〒
住所

TEL
FAX

令和 年 月 日

専攻系委員会委員長 殿

指導教授

印

論文審査委員の推薦について

下記のとおり、論文審査委員を推薦します。

記

講 座 _____ 講座

申請者氏名 _____

審査委員 主査 _____

副査 _____

副査 _____

博士学位論文の公表等について

山口大学大学院医学系研究科長 殿

私が執筆した学位論文について、下記のとおり申請します。

年 月 日

研究科・専攻・コース	山口大学大学院医学系研究科												
学籍番号			-				-				-		☐ 乙種のため学籍番号なし
氏名(本人署名・印)	印												
住所 ※卒業後の連絡先をご記入ください。	〒												
Tel.													
E-Mail													
論文名													

1. 博士学位論文要旨の電子データ公表について

当該要旨の電子データを本学機関リポジトリにデータをアップし公表します。

本研究科が定める日までに、データをPDFで提出すること

☐ はい

2. 博士学位論文全文の電子データ公表について

当該論文全文の電子データを本学機関リポジトリにデータをアップし公表することについて

本研究科が定める日までに、データをPDFで提出すること

☐ はい

☐ いいえ 代替措置を希望する(全文にかえて要約公表を希望する)

(やむを得ない事由:



但し、本学の承認を得てからとなります。また、本学の承認を得て、要約公表が認められた場合であっても、求めに応じてその全文を閲覧に供することとなっています。

☐ はい

3. 博士学位論文に引用する著作物等の使用について

事前に当該学位申請者が当該著作物等の著作権者に許諾を得ておくこと

☐ はい

【個人情報の取扱いについて】 ご記入いただいた個人情報(学籍番号, 連絡先)は, 博士学位論文管理業務にのみ使用し, 第三者に公開されることはありません。